

# 山形県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアルのポイント

## マニュアルの趣旨

- 新型コロナウイルスの感染が拡大する中であっても、本県議会が議事機関としての機能を確保し、その役割を発揮するため、これまで取り組んできた感染防止対策等を一旦整理し、内容を補強する形でマニュアルとして体系化したもの。
- マニュアルでは、議員の感染が確認された場合における初動体制や公表方法を定めるとともに、議会が実施する感染防止対策等を迅速に協議・決定できるよう、対策を3つ（第1章～第3章）に区分し、それぞれの対策の選択肢を明示。
- 具体的な対策は、本マニュアルを参考に、感染状況等を十分把握のうえ、会派協議会や議会運営委員会において決定する。
- 本マニュアルは、議会または議員として活動する場合の感染防止対策を整理したもの。  
議員が個人として活動する場合の対策は、本マニュアルを参考にしつつ、「新しい生活様式」に基づく基本的な対策等を確実に実践することにより行うものとする。
- 本マニュアルは、令和2年12月時点における新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、政府や県の取り組みなどを参考にとりまとめたものであり、今後、様々な状況の変化があった場合は、適宜見直していく。  
この度の新型コロナウイルス感染症のような感染症が新たに発生し、議会として何らかの対策が必要となる場合は、本マニュアルを準用し、感染症の特性に応じて適宜見直しを行うことにより、迅速な対応に努めていく。

## マニュアルに定める対策の概要

### 第1章 議会における感染防止対策

- 1 議会棟内に新型コロナウイルスを持ち込ませない対策
- 2 議会活動（本会議、委員会等）における対策
- 3 調査活動（県内・県外調査、海外政策課題調査、政務活動等）における対策

### 第2章 議員の感染が確認された場合等の連絡体制

- 1 議員から議会事務局への連絡
- 2 議会事務局から関係者への連絡

### 第3章 感染確認を踏まえた議会としての対応

- 1 対応を検討する場及び招集
- 2 議会からの公表
- 3 事後対応（追加的な感染防止対策の実施、議会運営に関する対応等）